

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	検診等(健康増進)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩倉市は、検診等(健康増進)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩倉市長

公表日

令和6年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	検診等(健康増進)に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①歯周疾患検診の実施に関する事務(法施行規則第4条の2第2項) ②骨粗鬆症検診の実施に関する事務(法施行規則第4条の2第2項) ③肝炎ウイルス検診の実施に関する事務(法施行規則第4条の2第2項) ④一般検診と保健指導の実施に関する事務(法施行規則第4条の2第2項) ⑤がん検診の実施に関する事務(法施行規則第4条の2第2項)
③システムの名称	健康管理システム(住民健診)・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の76の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(令和3年号外、デジタル庁・総務省令第2号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和3年号外デジタル庁・総務省令第3号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども未来部 健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	リスク対策項目の記入	事後	
令和2年4月1日	5	健康福祉部 健康課・健康課長 長瀬 信子	健康福祉部 健康課・健康課長 原 咲子	事後	
令和3年5月14日	I 関連情報 5	②健康課長 原 咲子	②課長	事後	
令和3年5月14日	I 関連情報 7、8	総務部行政課	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 3	番号法第9条第1項、別表第一の76の項	・番号法第9条第1項、別表第一の76の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(令和3年号外、デジタル庁・総務省令第2号)第54条	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4①	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4②	記載なし	・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和3年号外デジタル庁・総務省令第3号)第50条	事前	
令和4年3月10日	IV リスク対策 5	提供・移転しない	提供・移転する。「不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か」の選択肢:2)十分である	事前	
令和4年3月10日	IV リスク対策 6	接続しない(入手・提供)	接続する(入手・提供)。「目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か」、「不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か」の選択肢:2)十分である	事前	
令和6年4月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康課	健康子ども未来部 健康課	事後	組織・機構の見直しのため